

預かり保育の請求手続きのお知らせ

2号認定を受けた方は預かり保育も無償化の対象となります。

幼稚園に預かり保育料を支払った後、下記請求手続きをしてください。

町から対象となる金額を保護者の口座に振込みます。

申請書を提出した日から無償化の対象となるため、提出以前の利用分は補助対象外です。

◆対象となる金額

上限額：1日450円×月の利用日数（最大月額11,300円まで）

※町立幼稚園では、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業も補助対象となっていますが、この措置は町立幼稚園の預かり保育が年間200日以上開所できていないことによる特例措置であるため、200日以上開所した際には補助対象外となります。そのため一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業分の支払は開所日数が確定する4回目の支払い時期となります。

◆請求方法

提出物：「施設等利用費請求書（償還払い用）」

（役場窓口及び町HPでダウンロードできます）

「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書兼領収書」

（園から発行されますので、請求時まで保管してください）

提出先：王寺町役場 子育て支援課

提出期限：

利用期間	請求書の提出期限	支払い時期
4月～6月分	7月15日	8月末頃
7月～9月分	10月15日	11月末頃
10月～12月分	1月15日	2月末頃
1月～3月分	4月15日	5月末頃

※平日の8:30～17:15の間にご提出ください。

